

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学事務委任等規程 (昭和45年10月31日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第4条 } (略)</p> <p>(1) } (2) }</p> <p>2 人事事務のうち、部局又は学系等における次の各号に掲げる事項については、教員にあっては当該教員が所属する学系等の長が、教職員等（教員を除く。）にあっては当該部局の長が専決するものとする。ただし、学系等の長が専決するものとされた事項のうち、当該学系等及び部局が指定する事項については、当該部局の長に専決させることができる。 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>教職員等の育児部分休業、介護休業、介護部分休業及び介護時間の承認、不承認を決定すること。</u></p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>(12) 次に掲げる有期雇用教職員又は時間雇用教職員を任免すること及びその給与を決定すること。 医員 医員（研修医） 医師（非常勤） 歯科医師（非常勤） 講師（非常勤） ティーチング・アシスタント リサーチ・アシスタント 雇用予定期間が1か月未満の時間雇用教職員</p> <p>(13)・(14) } (略)</p> <p>3・4 } (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学本部事務決裁等規程 (平成17年9月20日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(決裁)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる事項に係る事案については、総長の決裁を受けるものとする。 (1)～(8) (略)</p> <p>2 別表第2の事項欄に掲げる事案で重要なものについては、同表の決裁者欄に掲げる理事又は副学長の決裁を受けるものとする。ただし、総長が理事又は副学長に対し特に担当を命じた事項その他同表の規定により難しい事案については、この限りでない。</p> <p>3 前2項に定めるもの以外の事案については、その</p>	<p>第4条 } (同 左)</p> <p>(1) } (2) }</p> <p>2 } (1)～(5) } (6) <u>次に掲げる教職員等の休業等の承認、不承認を決定すること。</u></p> <p><u>ア 育児部分休業</u> <u>イ 介護休業</u> <u>ウ 介護部分休業</u> <u>エ 介護時間</u> <u>オ 育児又は介護のための早出遅出勤務</u> <u>カ 育児又は介護のための時間外勤務の免除又は制限</u> <u>キ 育児又は介護のための深夜勤務の制限</u></p> <p>(7)～(11) (同 左)</p> <p>(12) 次に掲げる有期雇用教職員又は時間雇用教職員を任免すること及びその給与を決定すること。 <u>ア 医員</u> <u>イ 医員（研修医）</u> <u>ウ 医師（非常勤）</u> <u>エ 歯科医師（非常勤）</u> <u>オ 講師（非常勤）</u> <u>カ ティーチング・アシスタント</u> <u>キ リサーチ・アシスタント</u> <u>ク 雇用予定期間が1か月未満の時間雇用教職員</u></p> <p>(13)・(14) } (同 左)</p> <p>3・4 }</p> <p>(決裁)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>(1)～(8) } 2 } 3 }</p>

改 正 前	改 正 後
<p>名義者（大学、事務本部の部、課及び室の組織の名義によるものにあつては、その長）の決裁を受けるものとする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、国立大学法人京都大学会計職務権限規程（平成16年4月1日総長裁定）に定める事項については、同規程の定めるところによる。</p> <p>（専決）</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、別表第3の事項欄に掲げる事項に係るものについては、それぞれ、同表の専決者欄に掲げる者は、専決することができる。この場合において、当該専決者は、必要に応じて当該専決する事項又はその要点を上司に説明又は報告し、その確認を得て行うものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、事務本部の各部の長は、前条第1項及び第2項に該当しない軽微なものについては、その定めるところにより次長及び課長又はその他の者に専決させることができる。</p> <p>（中 略）</p>	<p>4</p> <p>（専決）</p> <p>第4条</p> <p>2</p> <p>（同 左）</p>

別表第3（第4条関係）

事項	専決者					
	掛長 又は 専門職員	課長 補佐、 室長 補佐 又は 専門員	課長 又は 室長	次長	部長	理事 又は 副学長
(略)						

事務本部の職員の年次休暇及び特別休暇（夏季休暇に限る。）の承認並びに週休日の振替え及び代休日の指定						
事務本部の職員の育児部分休業、介護休業、介護部分休業及び介護時間の承認、不承認の決定						
事務本部の職員の総合的な健康診査を受けるため勤務しないことの承認、不承認の決定						
事務本部の職員の組合交渉に参加するため勤務しないことの承認、不承認の決定						

別表第3（第4条関係）

事項	専決者					
	掛長 又は 専門職員	課長 補佐、 室長 補佐 又は 専門員	課長 又は 室長	次長	部長	理事 又は 副学長
(同 左)						

事務本部の職員の年次休暇及び特別休暇（夏季休暇に限る。）の承認						
事務本部の職員の週休日の振替及び代休日の指定						
事務本部の職員に係る次に掲げる事項の承認、不承認の決定						
ア 育児部分休業						
イ 介護休業						
ウ 介護部分休業						
エ 介護時間						
オ 育児又は介護のための早出遅出勤務						
カ 育児又は介護のための時間外勤務の免除又は制限						

改 正 前						改 正 後					
<p>妊産婦である事務本部の女性職員の保健指導又は健康診査を受けるため勤務しないこと並びに妊娠中の事務本部の女性職員が休息又は補食するため及び通勤に利用する交通機関の混雑を避けるため勤務しないことの承認、不承認の決定</p>						<p>キ 育児又は介護のための深夜勤務の制限 ク 総合的な健康診査を受けるため勤務しないこと。 ケ 組合交渉に参加するため勤務しないこと。 コ 妊産婦である女性職員が保健指導又は健康診査を受けるため勤務しないこと。 サ 妊娠中の女性職員が休息又は補食するため及び通勤に利用する交通機関の混雑を避けるため勤務しないこと。</p>					
1) 部長					○	1) 部長					○
2) 次長					○	2) 次長					○
3) 課長又は室長					○	3) 課長又は室長					○
4) 課長補佐、室長補佐又は専門員			○			4) 課長補佐、室長補佐又は専門員			○		
5) 掛長又は専門職員		○				5) 掛長又は専門職員		○			
6) 1) から5) まで以外の職員	○					6) 1) から5) まで以外の職員	○				
(略)						(同 左)					
(後 略)						<p>附 則 この規程は、平成30年5月29日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</p>					